

**平成27年度北九州市食品衛生監視指導計画（案）に対する
市民意見の概要及び市の考え方について**

意見の項目	意見の概要（意見提出者）	北九州市としての考え方
<p>第二 監視指導の実施体制等に関する事項</p>	<p>3 農林水産部局等他部局との連携体制 (4) 学校給食の安全性確保に係る連携 【P4】</p>	<p>いただいたご意見については、学校給食を所管する教育委員会に情報提供させていただきます。</p>
<p>第三 監視指導の実施に関する基本的事項</p>	<p>1 監視指導の実施に関する基本的事項 (5) 収去検査の実施に関する事項 【P7】</p>	<p>収去検査については、過去の違反状況、食中毒等の危害の発生状況、規格基準の有無等を考慮して対象食品等を選定しています。 また、検査は、全国の自治体でそれぞれ地域の特性を考慮して計画的に行われていることを踏まえ、本市では、製造所等を管轄する市内産を中心にを行っています。</p>
<p>2 平成27年度の監視指導内容 (1) 重点対策 ② ノロウイルス食中毒予防対策事業 【P8】</p>	<p>生食用殻付き牡蠣が重点になっているが、従業員による2次感染を防止することも大切。感染していても症状が出ない場合もあるので有効な予防方法や2次感染対策にも重点を置いてほしい。</p>	<p>ノロウイルス食中毒を予防するため、食品等事業者に対して、感染していても症状の出ない従事者がいることを前提に、手指・器具の消毒、健康管理、食品の衛生的な取扱い等を指導しています。また、二次感染対策として、嘔吐物等の適切な処理やノロウイルス対策に有効な次亜塩素酸ナトリウム液の使用等に関する指導に力を入れています。</p>
<p>2 平成27年度の監視指導内容 (2) 市内流通食品の衛生対策 ② 獣畜等の処理の適正確保事業 【P9】</p>	<p>イノシシ肉など、と畜場を通さず流通している食肉の安全性の確保は大丈夫か。また、検査はしているのか。</p>	<p>市内にイノシシ等の野生鳥獣の肉を処理する施設はありません。 市内を流通する野生鳥獣の肉の検査は現在行っていませんが、野生鳥獣の肉については、E型肝炎ウイルスや寄生虫等による食中毒のリスクがあるため、事業者や消費者に対して、野生鳥獣の肉は十分加熱するよう指導・周知を行っており、今後も徹底してまいります。</p>
<p>第五 関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の実施に関する事項</p>	<p>1 市民との情報及び意見の交換の実施 ⑤ 食品衛生市民講座 【P16】</p>	<p>食品衛生市民講座等のイベントについては、市政だよりで参加者を募集するなど、多くの市民の方にお知らせできるよう努めています。 例えば食品安全シンポジウムの開催に際しては、市政だよりやチラシ配布等に加え、市民センターへのポスター掲示、保健福祉局フェイスブックへの掲載等を行っています。 広報については、イベントの内容が決定し次第、速やかに行っているところです。 今後も効果的に、また、より早く広報ができるよう検討してまいります。</p>

意見の項目	意見の概要（意見提出者）	北九州市としての考え方
2 市民への食品等による危害発生防止のための情報提供 【P17】	<p>市民への情報提供という点では、現在はまだ不足していると考ええる。情報提供を強化し危害発生を防止するためには、政府の「消費者基本計画」でも取り上げられている、自主的な取り組みを行っている事業者や消費者団体等の活動への支援・促進が重要であり、また連携した取り組みも必要ではないか。</p>	<p>食品の安全に関する情報提供については、市政だより、市ホームページ、衛生講習会、リスクコミュニケーション等を活用して行っています。これらの取り組みを改善しながら、今後も市民啓発に努めてまいります。</p> <p>食品の安全確保に向けた事業者や関係団体等との連携は、現在進めており、平成26年度は、食品を取り扱う事業者の団体である（一社）北九州市食品衛生協会との共催で食品安全シンポジウムを開催しました。また、事業者や関係団体等から要望があれば、衛生講習会等へ講師を派遣するなどの支援も行っています。</p>
	<p>ノロウイルスの発生が増加する冬にも、立ち入り検査や講習会のほかに、「食品衛生月間（8月）」と同様の取り組みを進めてほしい。</p>	<p>ノロウイルスが流行する冬季にも、時期に合わせた内容での衛生講習会の開催や、市政だより・報道機関を活用した情報提供等を行っています。</p> <p>例えば、平成26年度は、11月15日号の市政だよりに「ノロウイルス食中毒にご注意を！」という記事を掲載し、効果的な手洗いの方法等を紹介したほか、11月26日及び12月4日には市政ラジオにてノロウイルス食中毒予防の啓発を行うなどの取り組みを行ったところです。</p> <p>ご意見を踏まえ、「特に、厚生労働省が「食品衛生月間(8月)」と定める夏季のほか、ノロウイルスが流行する冬季には、…」と表現を改めました。</p>
その他	<p>機能性表示食品制度が開始されることで懸念される事項について、表示が頼りの消費者にとって健康被害が出ないかは、消費者だけでなくメーカーにとっても重要なこと。市民が相談等が出来る部署の設置と周知をお願いしたい。</p>	<p>平成27年度から始まる機能性表示食品制度とは、企業が科学的根拠に基づくデータを備え、消費者に説明できるのであれば、自らの責任で食品の機能性に関する表示が可能とされる制度で、消費者庁長官による個別審査を経ないという点で「特定保健用食品」とは大きく異なります。</p> <p>当該食品を原因とする健康被害が疑われる場合は、保健所にご相談下さい。</p> <p>いただいたご意見については、関係部署にも情報提供させていただきます。</p>